

## 第 6 編 災害復興計画編



## 《災害復興計画編 目次》

|                      |   |
|----------------------|---|
| 第1章 復興の基本的考え方.....   | 1 |
| 第2章 復興体制.....        | 1 |
| 第1節 町災害復興本部の設置.....  | 1 |
| 第2節 町復興本部の組織・運営..... | 2 |
| 第3節 町復興本部の分掌事務.....  | 3 |
| 第3章 復興計画の策定.....     | 4 |
| 第1節 災害復興基本方針の策定..... | 4 |
| 第2節 災害復興計画の策定.....   | 4 |
| 第3節 特定大規模災害時の措置..... | 4 |



## 第1章 復興の基本的考え方

大規模な災害の発生により重大な被害にあった地域や人々の生活を、災害前の平穏な状態に戻すとともに、新しい生活環境の中で将来を見据えたまちづくりを、住民と町及び関係機関が協力連携して行う必要がある。

復興に際して、町は社会公共施設の再建はもとより、住民を守り、支援し、災害に強い安全なまちづくりの整備のため、総合的な復興対策を推進する。

| 項目   | 基本的な考え方   |
|------|---|
| 生活復興 | <p>1. 生活復興の目標</p> <p>(1) 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く災害前の状態に戻し、その安定を図ることである。</p> <p>(2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、災害前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。</p> <p>2. 生活復興の推進</p> <p>(1) 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。町は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。</p> <p>(2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉、産業等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。</p> |
| 町の復興 | <p>人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた町をつくるため、次の点に留意して被災地の復興に取り組む。</p> <p>(1) 特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、町全体の防災性の向上を目指し、地域基盤の向上や良好な町の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。</p> <p>(2) 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い町の実現を目指す。</p> <p>(3) 町と住民、事業者、東京都等との「協働と連帯によるまちづくり」を行う。</p>  |

## 第2章 復興体制

### 第1節 町災害復興本部の設置

町長（政策推進課）は、災害により被害を受けた島内の地域が相当の範囲に及び、かつ、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合は、町災害復興本部（以下「町復興本部」という。）を設置する。

政策推進課長は、災害被害の重大性に鑑み、町の復興及び住民生活の再建と安定に関する事業を迅速かつ計画的に遂行するため、町に町復興本部を設置する必要があると認めるときは、その設置を町長に申請する。

## 1. 町復興本部の設置の通知等

- (1) 政策推進課長は、町復興本部が設置されたときは、ただちにその旨を、国・東京都・他の地方公共団体及び関係機関に通知しなければならない。
- (2) 政策推進課長は、町復興本部が設置されたときは、ただちにその旨を報道関係者に発表するとともに、住民への周知を図るものとする。
- (3) 各課長は、政策推進課長から町復興本部の設置の通知を受けたときは、所属職員に対して周知徹底するものとする。

## 2. 町復興本部の廃止

本部長（町長）は、町の復興及び住民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、町復興本部を廃止する。

町復興本部の廃止の通知等は、町復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

## 第2節 町復興本部の組織・運営

### 1. 町復興本部の構成員

| 構 成 員   |                       | 所 掌 事 務                        |
|---------|-----------------------|--------------------------------|
| 本 部 長   | 町 長                   | 本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。        |
| 副 本 部 長 | 副町長、教育長               | 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 |
| 本 部 員   | 本部を構成する課の課長及び同等の職にある者 | 本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。         |

### 2. 町復興本部の運営組織

| 運営組織   | 構 成 員                 | 所 掌 事 務  |
|--------|-----------------------|--|
| 復興本部会議 | 本部長、副本部長、本部員          | (1) 災害復興に係る基本方針、総合的計画の策定及び重要事項の審議<br>(2) 災害復興に関する国、東京都及び他の地方公共団体との連絡調整 |
| 部      | 本部を構成する課の課長及び同等の職にある者 | 部の事務を掌理する。   |

### 第3節 町復興本部の分掌事務

| 部の名称 | 構成課名                                  | 分掌事務   |
|------|---------------------------------------|--|
| 総務部  | 総務課<br>防災対策室<br>政策推進課<br>会計室<br>議会事務局 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 復興本部の運営に関する事</li> <li>2 復興事業の総合調整に関する事</li> <li>3 都及び関係機関との調整に関する事</li> <li>4 復興計画の策定に関する事</li> <li>5 復興事業に係る予算及び財政計画に関する事</li> <li>6 復興に関する広報および公聴ならびに報道機関の対応に関する事</li> <li>7 住民相談に関する事</li> <li>8 復興事業に係る会計事務に関する事</li> <li>9 町議会との連携に関する事</li> <li>10 その他、他の部に属しない事</li> </ol> |
| 民生部  | 福祉けんこう課<br>住民課<br>税務課                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 復興における地域福祉及び地域医療の体制に関する事</li> <li>2 復興に係る生活環境の整備に関する事</li> <li>3 生活復興における生活支援対策に関する事</li> <li>4 復興事業における環境保全に関する事</li> <li>5 罹災証明に関する事</li> <li>6 課税及び納税に関する事</li> <li>7 税の減免に関する事</li> </ol>   |
| 建設部  | 建設課<br>水道環境課<br>観光産業課<br>土砂災害復興推進室    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び橋梁の復興に関する事</li> <li>2 復興に係る土木に関する事</li> <li>3 町営住宅の復興に関する事</li> <li>4 水道施設の復興に関する事</li> <li>5 所管施設の復興に関する事</li> <li>6 復興に係る観光施策に関する事</li> <li>7 復興に係る農林漁業施策に関する事</li> <li>8 災害廃棄物の処理に関する事</li> </ol>  |
| 消防部  | 消防本部                                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 復興に係る火災その他の災害の予防、警戒及び防御ならびに救急に関する事</li> <li>2 復興事業に係る消防団との連絡調整に関する事</li> <li>3 復興に係る消防に関する事</li> </ol>  |
| 教育部  | 教育文化課                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の再建に関する事</li> <li>2 被災児童・生徒への支援に関する事</li> <li>3 教育相談に関する事</li> <li>4 文教施設の再建に関する事</li> <li>5 文化財に関する事</li> </ol>  |

## 第3章 復興計画の策定

### 第1節 災害復興基本方針の策定

本部長（町長）は、復興後の目指すべき住民生活や町のあるべき姿を示し、その実現に向けての基本戦略を明らかにするため、本部設置後1週間程度を目途に、復興本部会議の審議を経て、「大島町災害復興基本方針」を策定し、公表する。

災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 住民生活のいち早い再建と安定した生活の確保</li><li>② 安全で快適な地域環境づくり</li><li>③ 雇用の確保と事業の再開に対応した産業の基盤づくり</li></ul> |
|--|

### 第2節 災害復興計画の策定

本部長（町長）は、災害復興基本方針に基づいて、復興の基本目標と復興事業の体系を明らかにするため、被災後6か月を目途に災害復興計画を策定する。

また、町の復興等具体的な事業計画を必要とする分野については、災害復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

### 第3節 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて都と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。